

駐車監視員活動ガイドライン

【渋谷 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外にも、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤色部分は、前回改定からの変更部分を示します。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道305号	明治通り	神宮前6-12先	広尾5-25先天現寺橋交差点	7-翌3	
2	国道246号	玉川通り～青山通り	神泉町9番先神泉町交差点	神宮前5-50先	7-翌3	
3	区道	宮益坂道玄坂通り	道玄坂上交差点	宮益坂上交差点	9-翌3	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道317号	山手通り	松濤2-2先	神泉町23番先渋谷陸橋	9-19	
2		旧山手通り	神泉町22番先	恵比寿南3-7先鎌ヶ崎交差点	9-19	
3	都道416号	駒沢通り	恵比寿南3-7先鎌ヶ崎交差点	広尾1-16先渋谷橋交差点	9-20	
4	都道418号	外苑西通り	恵比寿3-46先恵比寿三丁目交差点	広尾5-4先	9-19	
5	都道412号	六本木通り	渋谷3-9先渋谷署前交差点	東4-1先	7-翌3	

6	区道	三田通り	恵比寿西2-2先恵比寿西一丁目交差点	恵比寿南2-29先	9-21	
7	区道	八幡通り	渋谷2-1先青山通り～六本木通り渋谷二丁目交差点～明治通り並木橋交差点～恵比寿西1-3 6先代官山交番前交差点の間		9-24	
8	区道	補助5号線	東3-9先渋谷橋交差点	東4-2先東四丁目交差点	9-20	
		補助5号側道	東4-6-3先	東4-6-2先	9-20	
9	区道	恵比寿通り	恵比寿1-7先恵比寿一丁目交差点	恵比寿1-20先恵比寿駅東口交差点	9-19	
			恵比寿1-22先恵比寿駅東口交差点	恵比寿2-29先恵比寿三丁目交差点	9-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(明治通り、国道246号)周辺	9-翌3	
2	JR渋谷駅を含む神南1丁目、宇田川町、道玄坂1～2丁目、松涛1-30及び周辺	9-翌3	
3	円山町	9-翌3	
4	区立神宮通公園前周辺	9-翌3	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	渋谷1～3丁目及び周辺	9-翌3	
2	桜丘町地区及び周辺	9-翌3	
3	恵比寿西1～2丁目及び周辺	9-20	
4	恵比寿1・3・4丁目及び周辺	9-20	
5	恵比寿南1～3丁目及び周辺	9-20	
6	広尾商店街(広尾5-19、広尾5丁目交差点～広尾5-5)	9-24	
7	神泉町及び周辺	9-翌3	
8	東3丁目及び周辺	9-20	
9	東1・2丁目都バス車庫・清掃工場周辺	9-20	
10	旧山手通り周辺地区	9-19	
11	補助5号線周辺地区	9-19	
12	八幡通り周辺地区	9-24	
13	六本木通り周辺地区	7-翌3	

◎ 自動二輪、原付重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	区道	宮益坂道玄坂通り	道玄坂上交差点	宮益坂上交差点	9-20

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR渋谷駅を含む神南1丁目、宇田川町、道玄坂1～2丁目、松涛1-30及び周辺	9-翌3	